不利益処分の処分基準

処	分の内容	施業実施協定の認定の取消
根拠	処法令及び条項	森林法第10条の11の8
所	管 部 課 係 名	市民生活部産業振興課農業商工業振興係
処	関係条項	第10条の11の9
		根拠法令のとおりであり、新座市森林整備計画でも基準を設定していない。
分		
	基準	
	(未設定の場	
	合はその理由)	
基		
	参考事項	なし
準	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)